

## 環境美化推進に関する条例化について

### 1 条例化の背景

市ではこれまで、春の環境美化週間や秋のみんなでまちをきれいにする週間など、自治会等による地域の清掃活動を支援し環境美化に努めるとともに、喫煙マナーアップキャンペーンを市内6駅で実施し、環境意識の向上及びマナーの啓発市民の意識の向上に取り組み、一定の成果をあげてきました。

しかし、市内では空き缶やペットボトル、タバコの吸い殻等が道路上に捨てられている状況が散見され、飼い犬のふんを処理せずに放置することや、歩行喫煙等の喫煙マナーに関する苦情や相談が寄せられる状況が続いています。

一方で、東京都受動喫煙防止条例の施行により喫煙環境が大きく変わったこと、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新しい生活様式と言われるように、テレワーク等の在宅で過ごす時間の増加や、店舗から灰皿やごみ箱が撤去されるなど、住民を取り巻く生活環境が大きく変化しています。

そのような中で、市民の関心を高め、環境美化及びマナーのさらなる向上を図ることへの実効性を高めるために、市民、事業者、市がそれぞれに果たすべき責任や基本事項を定めた条例を策定し、取組の土台となる共通認識として位置づけ、より住みやすいまちの実現と快適な生活環境の確保を図ります。

### 2 条例事項

#### (1) 空き缶等のポイ捨ての禁止

公共の場所及び他人が所有・管理する土地への、空き缶、空きびん、プラスチック製容器包装、タバコの吸い殻等のポイ捨てを禁止する。

#### (2) 飼い犬のふん放置の禁止

公共の場所等で飼い犬がふんをしたとき、そのふんの放置を禁止する。

#### (3) 歩行中等の喫煙の禁止

歩行中や自転車等に乗車中の喫煙を禁止する。

#### (4) 特定の地区の指定

特に環境美化を推進する必要がある地区を指定することができる規定を設ける。

#### (5) 指導員の設置、罰則規定

ポイ捨て等の行為者に対して必要な指導をするため、指導員を置くことができる規定を設ける。

上記(1)から(3)の事項に違反したものに対し過料を科すことができる規定を設ける。

### 3 今後の主な検討事項

#### (1) 条例名（案）

- ・生活環境の美化の推進に関する条例
- ・まちの環境美化条例
- ・まちをきれいにする（美しくする）条例
- ・ポイ捨て等の防止条例

#### (2) 特定の地区の選定

地域住民の意見を聴取しながら、特に環境美化を推進する必要がある地区の選定を行う。

#### (3) 指導員

活動頻度、活動地域等

### 4 施行期日

令和4年6月1日（予定）

### 5 今後の予定

令和3年11月～12月      パブリックコメント

令和4年 2月～ 3月      市議会3月定例会に議案提出